

最高裁秘書第5253号

平成30年12月18日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを  
別添のとおり送付します。

記

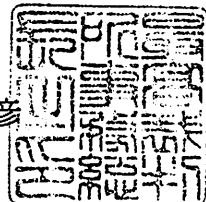
諮問番号 平成30年度（最情）諮問第70号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

平成30年12月13日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



### 理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

#### 1 濟問日等

##### (1) 濟問日

12月13日

##### (2) 濟問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、裁判官に対する懲戒権の発動としての分限裁判は司法行政上の監督権の行使に該当するから、本件開示申出文書は、同行使に関する文書として、司法行政文書開示手続の対象となる旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

#### 2 理由

##### (1) 開示申出の内容

岡口基一裁判官の分限事件に関して提出された委任状

##### (2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、11月12日付けで不開示の判断(以下「原判断」という。)を行った。

##### (3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 司法行政文書開示手続の対象となる司法行政文書とは、司法行政事務にして作成し、又は取得した文書である。

イ 本件開示申出文書である委任状は、本件分限事件の裁判手続に関して提出された文書として分限裁判記録に編綴されており、裁判事務に関する文書に該当し、司法行政文書には当たらない。

ウ したがって、本件開示申出に係る文書を不開示とした原判断は相当である。